

# 保育所整備の手引き

—整備希望の皆様へ—

—令和3年8月版—

横浜市こども青少年局  
こども施設整備課

－ は じ め に －

この資料は、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、保育所の整備にあたって基本的な事項について要約したものです。保育所の整備をお考えの事業者の方は、ご参考にしてください。

なお、記載内容は、作成日現在のものです。法令や予算の関係で、補助制度などは変更になる場合があります。また、横浜市から整備費等の補助を受けて保育所を整備する場合は、本手引きに記載した内容以外にも、補助金交付の要件として、別途条件を付すことがあります。

詳細は、公募の際に提示する募集要項にて御確認ください。

目 次

第1章 保育所の概要

1 保育所とは・・・1

第2章 保育所の設置

1 保育所の設置について・・・3

2 事業主体・・・3

3 整備の方法・・・3

4 定員・・・4

5 整備経費・・・5

6 施設の設備等・・・6

(1) 整備が必要な設備について・・・6

ア 保育室等・・・6

イ 医務室・・・7

ウ 調理室・・・7

エ 便所・・・7

オ 屋外遊戯場（園庭）・・・8

(2) その他の設備について・・・10

ア 休憩室・事務室・・・10

イ 子育てを支援するスペース・・・10

ウ 衛星関係設備・・・10

エ 駐車場・駐輪場・・・11

(3) 施設の安全性・快適性に関する仕様について・・・11

ア 保育室等の設置階について・・・11

イ 保育室等の2以上の出入り口について・・・11

ウ ニ方向避難について・・・11

エ 安全のために必要な計画について・・・12

オ その他の配慮事項・・・13

7	整備にあたっての留意事項	14
(1)	建物の要件について	14
(2)	整備地について	15
(3)	近隣説明・近隣への配慮について	15
(4)	保育所の周辺環境について	15
(5)	工事施工業者等の選定について（入札の実施）	15
(6)	工事について	16
(7)	木材の積極的な活用について	16
(8)	エコ保育所について	16

### 第3章 保育所の運営

1	保育所への入所	17
2	保育内容	18
3	施設長	19
4	職員配置	19
5	保育時間	20
6	特別保育等	21
7	運営費の助成	22
8	保育所の経理	23
9	保育所の給食	23

### 第4章 参考資料

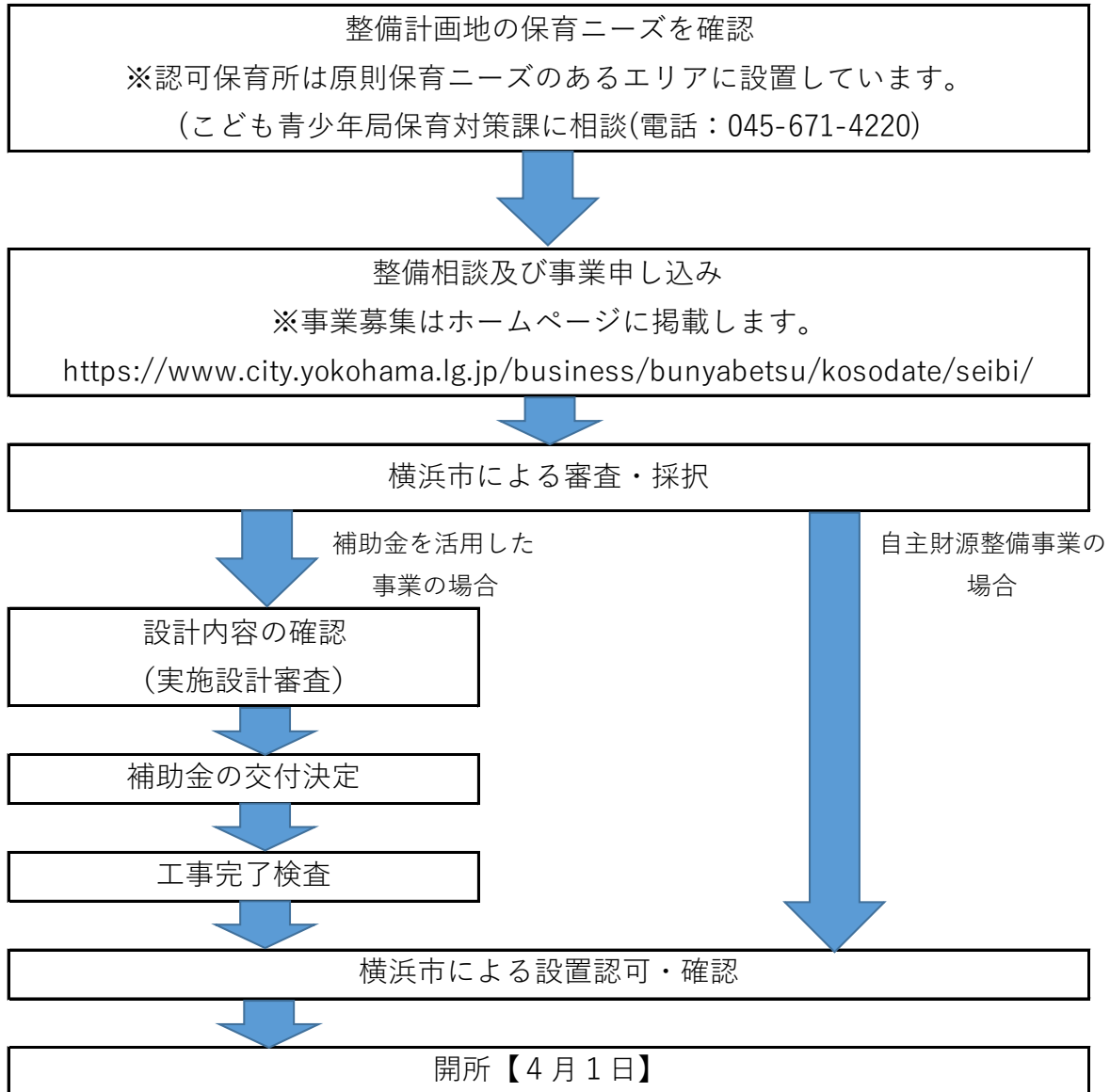
1	横浜市の保育所の設備及び運営の基準（まとめ）	24
2	児童福祉法（抜粋）	25
3	児童福祉法施行規則（抜粋）	29
4	子ども・子育て支援法（抜粋）	31
5	子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）	38
6	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）	42
7	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）	50
8	厚生労働省通知（抜粋）	52
9	横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱	73
10	横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱	83

## 第1章 保育所の概要

### 1 保育所とは

保育所とは保護者が働いていたり、病気などのために保育を必要とするお子さんを、保護者の下から通わせて保育する児童福祉施設です。

横浜市において保育所を設置する場合、横浜市長の認可・確認が必要です（児童福祉法第35条第4項及び子ども・子育て支援法第31条第4項）。



※詳細なスケジュールは各事業の募集要項にてご確認ください。

【参考 法令上の認可事業の種類】

種類		対象児童 ※1	定員	備考
保育所		0～5歳 (2号・3号)	20人以上	
地域型 保育事業	小規模保育事業	0～2歳 (3号)	6人～19人	資格保有率等により、 A型・B型・C型の別あり
	家庭的保育事業	0～2歳 (3号)	3人以下	補助者がいる場合は 定員は5人以下
	事業所内保育事業	0～2歳 (3号)	規定なし	定員内に一定数以上の 地域枠を設定するもの
	居宅訪問型保育事業	0～2歳 (3号)	1人	保育利用者の居宅にて 保育する
認定こども園		0～5歳 (1号・2号・3号)	幼保連携型・幼稚園型・保育所型・ 地方裁量型の4類型あり	
幼稚園		満3歳以上 (1号 ※2)	都道府県が認可	

※1 1号（1号認定子ども）： 満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）

2号（2号認定子ども）： 満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、  
保育を必要とする子ども

3号（3号認定子ども）： 満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、  
保育を必要とする子ども

※2 給付対象幼稚園の場合は、1号認定を受けて利用します

## 第2章 保育所の設置

### 1 保育所の設置について

就学前児童数の推移や待機児童数、保育所の整備状況や他の整備計画の有無、補助金による整備か否かなどを考慮し、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況などを市で総合的に審査して判断します。

### 2 事業主体

新たに保育所を設置する場合の事業主体は、原則として、社会福祉法人のほか学校法人、株式会社、有限会社、NPO等の法人格を有する者で、財務状況が健全な者です。

### 3 整備の方法

新たに保育所を整備するには、次のような整備手法があります。事業者の募集については、横浜市のホームページで案内しますので、ご確認ください。

いずれの場合においても、原則、開園日は各年度4月1日としてください。

#### (1) 自主財源による整備

横浜市からの整備費補助を受けずに、事業者が自己資金で整備するものです。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て事業者を決定します。

#### (2) 建設費の補助を受けて建物を建設することによる整備

事業者が確保した用地において、横浜市からの建設費補助を受けて保育所を整備するもので、対象は社会福祉法人等に限りません。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは各事業募集時における募集要項にてご確認ください。

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

#### (3) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備

事業者が確保した建物において、横浜市からの内装整備費補助を受けて保育所を整備するもので、全ての法人を対象としています。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは、各事業募集時における募集要項にてご確認ください。

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

#### (4) 市有地等有償貸付による整備

横浜市が確保した用地等を社会福祉法人等に有償で貸し付け、当該法人が横浜市からの建設費補助を受けて保育所を整備するものです。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは各事業募集時における募集要項にてご確認ください。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

## 4 定員

### (1) 定員とは

定員には、「認可定員」と「利用定員」と各施設2種類設定しており、原則として同数での設定となります。

#### 【認可定員】

- 児童福祉法に基づき設定するもので、基本的には保育室や職員数を勘案して決定される、**施設の受け入れ上限定員**として設定する定員です。
- 設定後の変更は適正な手続きが必要となり、変更する場合は戻さないことを前提とします。

#### 【利用定員】

- 子ども・子育て支援法に基づき設定するもので、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で設定する定員です。
- 給付費（委託費）の単価水準は、利用定員を基に定めています。
- 利用定員の範囲内での受け入れを原則とし、利用定員から超過して受け入れる場合は、定員外の受け入れに当たります。

### (2) 定員設定

【原則】 認可定員＝利用定員

【例外】 認可定員＞利用定員

※ 開所当初、高年齢児の枠を抑え低年齢児に割り当てる年度限定保育事業などに限ります。

定員は、原則60人以上としますが、地域の保育ニーズや設置場所の状況により、60人未満とすることも可能です。

また、地域の保育ニーズに応じた定員設定について、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討していただきます。保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

なお、保育所は、地域型保育事業の連携施設としての役割も期待されています。このため、原則、2歳児と3歳児の定員差を設けるように定員設定をしていただきます。

0歳児を設けないことによる、1歳児の受入枠確保をお願いします。

小規模保育事業との連携のため、地域のニーズに応じた2～3歳定員差の設定をお願いします。

【参考】 年齢別定員の例

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
0人	8人	12人	15人	15人	15人	65人
0人	16人	18人	20人	20人	20人	94人

※ 施設に余裕がある場合、定員外による保育を行っていただくことがあります。

## 5 整備経費

### (1) 建物建設による整備

- ・ 設計費 : 概ね建築費の3～5%程度
- ・ 建築費 : 360,000円/m<sup>2</sup>(※)程度、内装に多くの木材を使用したり、円形の遊戯室を整備するなど特注のものが必要となる設計、デザインにすると建設コストが上昇します。  
※ 平成26～28年度の実績から算出
- ・ 工事監理費 : 工事費の約2～3%程度です。
- ・ 大型遊具 : すべり台など大型遊具が必要ですが、施設の規模や屋外遊戯場の状況により異なります。
- ・ 備品 : テーブルやイス、調理器具、コピー機、パソコンなど。

#### 【参考】整備費の実績例（総事業費）

定員	60人程度	90人程度	150人程度
整備費	約2億3,000万円	約3億1,000万円	約4億1,000万円

※ 上記の整備費は、平成26年度から28年度までの建設費等補助事業における総事業費の平均です。構造や立地により大きく変動しますので、あくまで参考値としてください。

※ 補助の対象事業として整備する場合は、独立行政法人福祉医療機構との協議により資金の借入ができる場合があります。

### (2) 改修による整備

- ・ 設計費 : 概ね改修工事費の約4～8%程度
- ・ 建物の改修費 : 規模や改修内容により異なりますが、平成30年度事業の実績横浜市の補助制度を用いた過去の事業例からすると、定員約60人程度の園で約8,000万円です。
- ・ 工事監理費 : 改修工事費の約2～3%程度です。  
※ 賃貸借物件の場合は、他に契約保証金、賃借料等が必要です。

### (3) 社会福祉法人以外の者による整備

建物建設、改修に関わらず社会福祉法人以外の者による保育所設置には次の費用も必要になります。

#### 【参考】横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

要綱第12条	保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること
要綱第17条	不動産の貸与を受けて設置する場合は次の費用も必要になります。 ア 1年間の賃借料に相当する額 イ 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

※ 学校法人については第17条のみ対象



## 6 施設の設備等

保育所の設備等では、以下の法令・基準等を満たす必要があります。

- ・ 建築基準法、消防法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等関係法令
- ・ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下、条例）
- ・ 横浜市民間保育所等設置認可・確認等要綱（以下、要綱）
- ・ 厚生労働省通知、等

### (1) 整備が必要な設備について

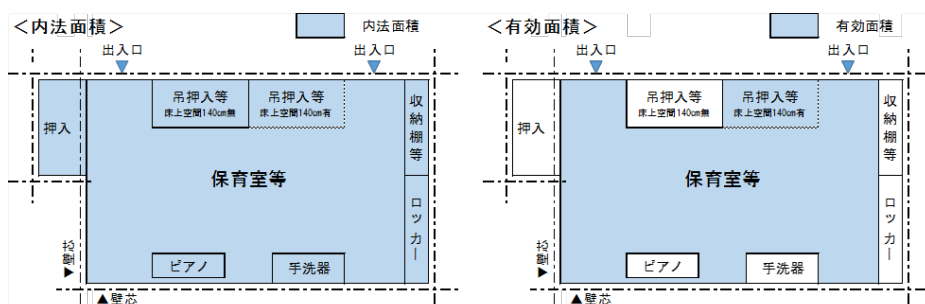
保育所には以下の設備が必要です。

- 乳児・1歳児 : 乳児室又はほふく室、調理室、便所、医務室
- 2～5歳児 : 保育室又は遊戯室、調理室、便所、屋外遊戯場

#### ア 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室

条例 第42条	<p>新たに保育所を整備する場合の保育室等（乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、市基準面積以上を確保すること。また、保育室等には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>&lt;市基準面積&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室等</th> <th>市基準面積</th> <th>(参考)国基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳（乳児室）</td> <td rowspan="2">3.3㎡/人以上</td> <td>1.65㎡/人以上</td> </tr> <tr> <td>1歳（ほふく室）</td> <td>3.3㎡/人以上</td> </tr> <tr> <td>2～5歳</td> <td>1.98㎡/人以上</td> <td>1.98㎡/人以上</td> </tr> </tbody> </table>	保育室等	市基準面積	(参考)国基準面積	0歳（乳児室）	3.3㎡/人以上	1.65㎡/人以上	1歳（ほふく室）	3.3㎡/人以上	2～5歳	1.98㎡/人以上	1.98㎡/人以上
保育室等	市基準面積	(参考)国基準面積										
0歳（乳児室）	3.3㎡/人以上	1.65㎡/人以上										
1歳（ほふく室）		3.3㎡/人以上										
2～5歳	1.98㎡/人以上	1.98㎡/人以上										
要綱 第4条	<p>新たに保育所を整備する場合の保育所等の有効面積は、内法面積から造付け・固定造作物を除くこと。</p> <p>&lt;内法面積から除くもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚</li> <li>イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。）</li> <li>ウ 手洗い器</li> <li>エ ピアノ</li> </ul>											

- ・ 乳児室と保育室を同室にする場合は、乳児の保育スペースをベビーサークル等で切り分けてください。
- ・ 面積算定は以下の通りとしてください。
  - a 内法面積、有効面積の算出方法は保育室等にのみ適用し、その他は壁芯面積としてください。
  - b 内法面積には保育室には押入を含め算出してください。



## イ 医務室

要綱 第 4 条	静養できる機能を有すること。 事務室用途の兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。 必要な医薬品等を常備すること。
-------------	--

- ・ 病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的とし区画された部屋としてください。
- ・ 事務室等と兼用する場合は、カーテン等で仕切ってください。

## ウ 調理室

条例 第 13 条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
条例 第 14 条	保育所内の調理室を使用して調理すること。
要綱 第 4 条	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。

- ・ 衛生管理の点から、調理室の入口にあたる場所に前室を設け、手洗い設備を設置してください。なお、調理室については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階でその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。
- ・ 衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。
- ・ 満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供については、特例があります（条例第 43 条）。
- ・ 調理業務は第三者に委託することができます。
- ・ 3 階以上に保育室等を設ける場合は、調理室とそれ以外の部分を耐火構造の床、壁、特定防火設備等で適切に防火区画してください。（条例第 42 条）。
- ・ 調理器具をオール電化とする場合でも、調理室は火気使用室として扱ってください。

## エ 便所

条例 第 13 条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
要綱 第 4 条	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

- ・ 2 歳児以上定員 10 人に対し、幼児用大便器 1 個以上設置してください。
- ・ 調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としないでください。
- ・ 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から必ず各便所内に手洗いを設けてください（児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。また、ロータンク手洗いのみでの対応は不可）。

- ・ 保育室等用の手洗いと便所用の手洗いは必ず別々に設けてください。また、保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置してください。
- ・ 汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から必ず手洗いを設けてください。

## オ 屋外遊戯場

### (7) 基準について

条例 第 42 条	屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること
要綱 第 4 条	面積は児童が実際に遊戯できる面積とする。

- ・ 以下の部分は面積に含めることができませんのでご注意ください。
  - a ピロティなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所。
  - b 実際に遊戯での使用が困難な建築物と境界塀との離隔が極端に狭い部分等。
- ・ 建築行為に伴う緑化協議に基づき整備した緑地を屋外遊戯場面積に含めることができない場合があります。必ず環境創造局みどりアップ推進課にご確認ください。

### (イ) 面積緩和について

条例 第 42 条	市長が特に認めた場合にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場に含まることができる。
要綱 第 4 条	市長が特に認めた場合とは下記のいずれか。 ①専用の屋外遊戯場を基準面積の 1/2 以上を確保する場合 ②プール遊び等のできる場所を確保する場合
要綱 第 5 条	<①の場合> (1/2 緩和) 以下の条件をすべて満たすこと。 (1) 敷地内に基準面積以上の屋外遊戯場を確保できないこと。 (2) 公園、広場、寺社境内等（以下公園等）が、児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内にあること。 (3) 公園等が基準面積以上を有していること。また、屋外活動・保育所からの移動の際に安全が確保されていること。 (4) 公園等に活動上危険な場所がないこと。 (5) 移動の際に明らかに危険な場所を通らないこと。引率は必ず複数で行うこと。 (6) 公園等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

要綱 第5条	<p>&lt;②の場合&gt; (プール遊び場緩和)</p> <p>以下の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) ①の条件を満たすこと。</p> <p>(2) 駅から概ね300m以内に園があること。</p> <p>(3) プール遊び等ができる場所を、近接地、バルコニー、屋上等に概ね30㎡確保すること。</p> <p>(4) 安全確保のために配置基準に追加して人員を配置すること。</p> <p>(5) 「屋外活動に関する計画書」等を作成、実践すること。</p>
-----------	---

- ・公園等までの移動ルートについては、交通量や横断歩道の有無、歩道の設置状況や、危険な個所がないか等確認の上設定し、安全対策を行ってください。
- ・公園は地域の方や近隣園も使用する場所で、自由使用が原則となりますので、お互いに譲り合いながら利用してください。

(ウ) 屋上に屋外遊戯場を設ける場合について

要綱 第6条	<p>以下の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 耐火建築物であること。</p> <p>(2) 地上に利用可能な場所がないこと。</p> <p>(3) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>(4) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>(5) 防災上の観点から次の点に留意すること。</p> <p>ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段の設置。</p> <p>ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防戸であること。</p> <p>エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>オ 周囲には金網を設けるものとし上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。</p> <p>カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。</p> <p>キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。</p>
-----------	---

- ・屋上の屋外遊戯場の床レベルは地上からの高さを35m以下（はしご車の寄り付く道路面から数えて8～9層）とします。ただし、道路付けの状態によっては、届かない可能性もありますので、必ず所管の消防署に確認のうえ、消防署に提出する避難計画（動線、職員配置等）の写しを提出してください。
- ・屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側に湾曲させる等、幼児の転落防止に適したものとしてください。

- ・屋外遊戯場の性格を鑑み、屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、保育室等と同様に、2つの出入口を設け、二方向避難が可能な計画としてください。
- ・テラス、バルコニー等に屋外遊戯場を設ける場合や、屋外遊戯場に代わりプール遊び場等を設ける場合に必要な設備については、事業担当者にご確認ください。

## (2) その他の設備について

次の設備は必置ではありませんが、整備が望ましいものです。可能な限り整備をお願いします。

### ア 休憩室・事務室

- ・職員の労働環境に配慮し、職員数に応じた十分な休憩室や更衣室（男女別）、事務室（保育所に備えおくべき帳簿の保管及び職員の執務のためのスペース）を設けてください。

### イ 子育てを支援するスペース

#### (7) 子育て相談のためのスペース

- ・相談者のプライバシーに配慮するため、保護者からの相談を受けるための専用の部屋やスペースを設けてください（要綱第4条(2)）。

#### (4) 一時保育のためのスペース

- ・一時保育室事業を実施する専用のスペースをを設けてください。
- ・壁芯面積で30㎡以上を確保してください。
- ・こどもが利用する部屋であるため、安全面等は保育室に準じた仕様としてください（同要綱）。

#### (4) 地域子育て支援のためのスペース

- ・地域における子育て支援を積極的に行うためのスペースを設けてください（同要綱）。

### ウ 衛生関係設備

#### (7) 調乳室・調乳設備

- ・乳児専用設備として、調乳室や調乳の設備を調理室とは別に設けてください（厚労省通知「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」(H10.4.9)）。

#### (4) 沐浴設備・温水シャワー等

- ・児童の皮膚を清潔に保つため、温水シャワーなど体を清潔にできる設備を備えてください（同厚労省通知）。
- ・特に、0歳児保育を実施する場合は、沐浴設備を設けてください。

## エ 駐車場・駐輪場

- ・送迎に自動車・自転車を利用する保護者が増加していることを踏まえ、近隣地域と交通問題を生じさせないように、設置場所の状況により自動車・自転車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車・駐輪スペースを確保してください。
- ・ビルの1階テナントに整備する場合など、外壁面ガラス張りの保育室と駐車スペースが近接しているような場合は、バリカー（車止めポール）など堅牢な構造物を設置して車の誤突入を防止するような措置を講じてください。

## (3) 施設の安全性・快適性に関する仕様について

こども、保育者、保護者の安全・安心のために、次の基準は必ず守って整備してください。

### ア 保育室等の設置階について

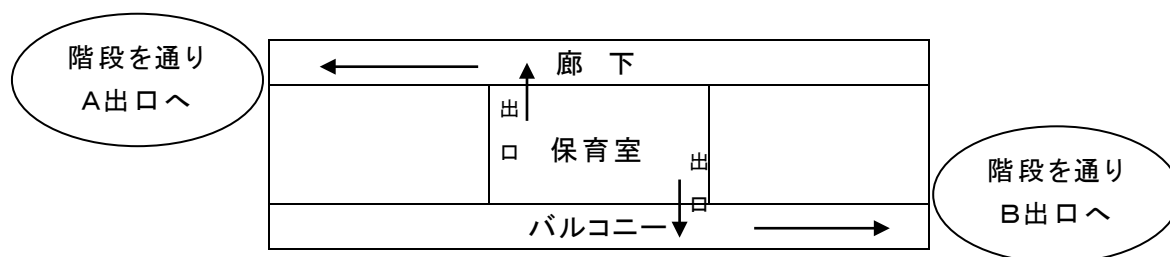
- ・保育室等は、特別な理由がない場合は、1階に設けてください（厚労省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（H26.9.5））。
- ・保育所の構造について、2階に保育室等がある場合はイ準耐火建築物、3階以上にある場合は耐火建築物が求められます。建築基準法の規定と異なる場合がありますのでご注意ください（条例第43条(7)ア）。

### イ 保育室等の2以上の出入口について

- ・災害時の避難上、及び不審者侵入上の必要性の観点から、すべての保育室等・屋上の屋外遊戯場には2以上の出入口を設置してください（条例第6条の非常災害時に必要な設備として横浜市建築基準条例第13条に準拠）。

### ウ 二方向避難について

- ・保育室等・屋上の屋外遊戯場の二方向避難は、避難経路が重複しないように反対方向としてください。
- ・敷地外への出口は安全な園運営ができるよう複数の出口設置としてください。
- ・児童の安全を考慮し、避難器具を使用しない計画としてください。



## エ 安全のために必要な計画について

### (7) 転落防止

- ・保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けてください（条例第43条(7)カ）。  
（例）掃き出し窓に柵の設置、等
- ・乳幼児が開閉できない柵※1を階段の降り口に設けてください。降り口に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵（ベビーゲート等。高さ900mm程度）を設置し、階段に容易に近づけない構造としてください。ほふく室、保育室、遊戯室等（以下、保育室等）の乳幼児が利用する居室の出入口を施錠できる構造※2とすることでも可とします。  
※1 柵の高さは約1.2m以上とし、鍵を乳幼児が容易に開けられない構造とする。  
※2 鍵の高さは約1.4m以上とする。

### (イ) 飛び出し防止

- ・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設け、園児の道路への飛び出し防止措置を講じてください。

### (ウ) 指つめ防止

- ・扉の指つめ防止対策を行ってください。

#### 【参考】

建具枠と建具の取手のクリアランス、引戸の戸尻と建具枠との隙間、開戸の吊元、自動ドア等の戸袋

### (エ) ガラスの飛散防止

- ・ガラスは強化ガラスとするか、または飛散防止フィルム等を施工してください。開口部だけでなく鏡も同様とします。

### (オ) 角部の養生

- ・家具や柱の面取り、養生カバー等を取り付けてください。

### (カ) 感電防止

- ・基本的に園児の手の届かない場所にコンセントを設置してください。
- ・コンセントカバー等で養生してください。

### (キ) 地震対策

- ・家具の転倒防止措置を行ってください。

### (ク) 転倒防止

- ・建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りにくい床材等を使用してください。

### (ケ) 防犯設備

- ・出入り口の電子錠や機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。

## オ その他の配慮事項

### (7) カーテンについて

- ・保育室の設置階数によらず、保育所に設置するカーテン等は、政令で定める基準以上の防火性能を有するものとしてください（消防法第8条の3）。

### (イ) 収納スペースについて

- ・保育所の屋内・屋外の環境を良好に保つとともに、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けることが望ましい。

### (ウ) 設備の更新を見据えた計画について

- ・建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画が望ましい。

#### 【参考】

エアコンの壁掛けタイプの採用、パイプスペースや地下ピットの設置等。

### (エ) 保育室等への配慮事項について

- ・食べる・寝るなどの機能別である空間とすることは、衛生面からも落ち着いて食事ができるという点からも望ましい。・児童がそれぞれ落ち着いて遊べる環境を確保するため、保育室の中に児童が遊びを選ぶことができるコーナー（児童が生活や遊びの拠点となるように構成された空間）が設置されていることが望ましい。
- ・異年齢児の児童たちが保育の場で自然に関われるようなスペースがあることが望ましい。
- ・児童の年齢や発達状況に応じて適切な温度管理をすることは、児童の適応能力を高め、健康な体づくりのために必要なため、温度・湿度計を備えてください。

### (オ) 騒音基準について

- ・日本建築学会による騒音基準の推奨値<sup>\*</sup>に収まるように、遮音や吸音に配慮した計画としてください。
- ・高架下等騒音発生源付近での計画の場合は、整備後に騒音測定を行ってください。

※ 学校施設の音環境保全基準・設計指針（2020）



## 7 整備にあたっての留意事項について

保育所は児童福祉法に定める児童福祉施設であり、建築基準法や横浜市福祉のまちづくり条例などの法令で、点字ブロックの設置や階段幅、廊下の幅員について一般の建築物に比べ厳しい条件が課されています。

参考までに、いくつか留意点を示しておきます。

### (1) 建物の要件について

- ア 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

#### 【参考】法適合の確認方法

検査済証の有無			有り		無し	
法適合確認の対象			既存建物	整備内容	既存建物	整備内容
部分増築			既存建物の検査済証	増築部分の検査済証	増築に伴い交付された確認済証	増築部分の検査済証
用途変更	保育所	200㎡超	既存建物の検査済証	用途変更に伴い交付された確認済証	用途変更に伴い交付された確認済証	
		200㎡以下		建築士による証明 <sup>※1</sup>	法適合状況調査報告書 <sup>※2</sup>	建築士による証明 <sup>※1</sup>
	小規模保育事業所	認可手続きを通じて審査		認可手続きを通じて審査		

※1 関係法令に適合していることを証明する書面及び資料等をご提出ください。

※2 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(平成26年7月 国土交通省)に基づいた法適合調査。

- イ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと。旧耐震基準の建物(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付)の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください。

※3 耐震判定機関とは、既存建物や耐震改修等に対して第三者による客観的な評定を行う機関。なお耐震判定機関等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定機関又は市長がそれと同等と認める機関。  
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>)

## (2) 整備地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれがあるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定する予定です。このため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）については、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで必ずご確認をお願いいたします。

## (3) 近隣説明・近隣への配慮について

保育所整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告していただきます。（事業申請時に詳しくご説明させていただきます。）

施設の設計に当たっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定められた騒音等に関する基準（第31条2項、第51条3項）に留意し、工事の施工に当たっては、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

## (4) 保育所の周辺環境について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第1条の目的を考慮し、整備計画地の周辺に、同法第2条に該当する営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、風営法該当営業所が周辺にあるかどうかについて、管轄の警察署または、神奈川県警察本部に確認してください。

## (5) 工事施工業者等の選定について（入札の実施）

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数を考慮し、入札に向けた準備は余裕をもって進めること。

- ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。
- エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。
  - ・法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
  - ・入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
  - ・その他公益性・公平性を損なうこと。
- オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず横浜市と協議すること。

## (6) 工事について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮すること。
- イ 建物使用開始前に飲料水の水質検査、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認すること。
- ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出すること。

## (7) 木材の積極的な活用について

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。保育所の整備に当たっては、建物構造を可能な限り「木造」としてください。

また、天井、壁、床などの内装に木材を活用する「木質化」に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 【参考】

- ・床 : 天然木複合フローリング
- ・壁 : 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意

## (8) エコ保育所について

環境に配慮した取組を行っている保育所を「よこはまECO保育所」として認証しています。

認証を受けた保育所に、認証プレートを交付しています。

### 【市HP】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/ecohoiku/>

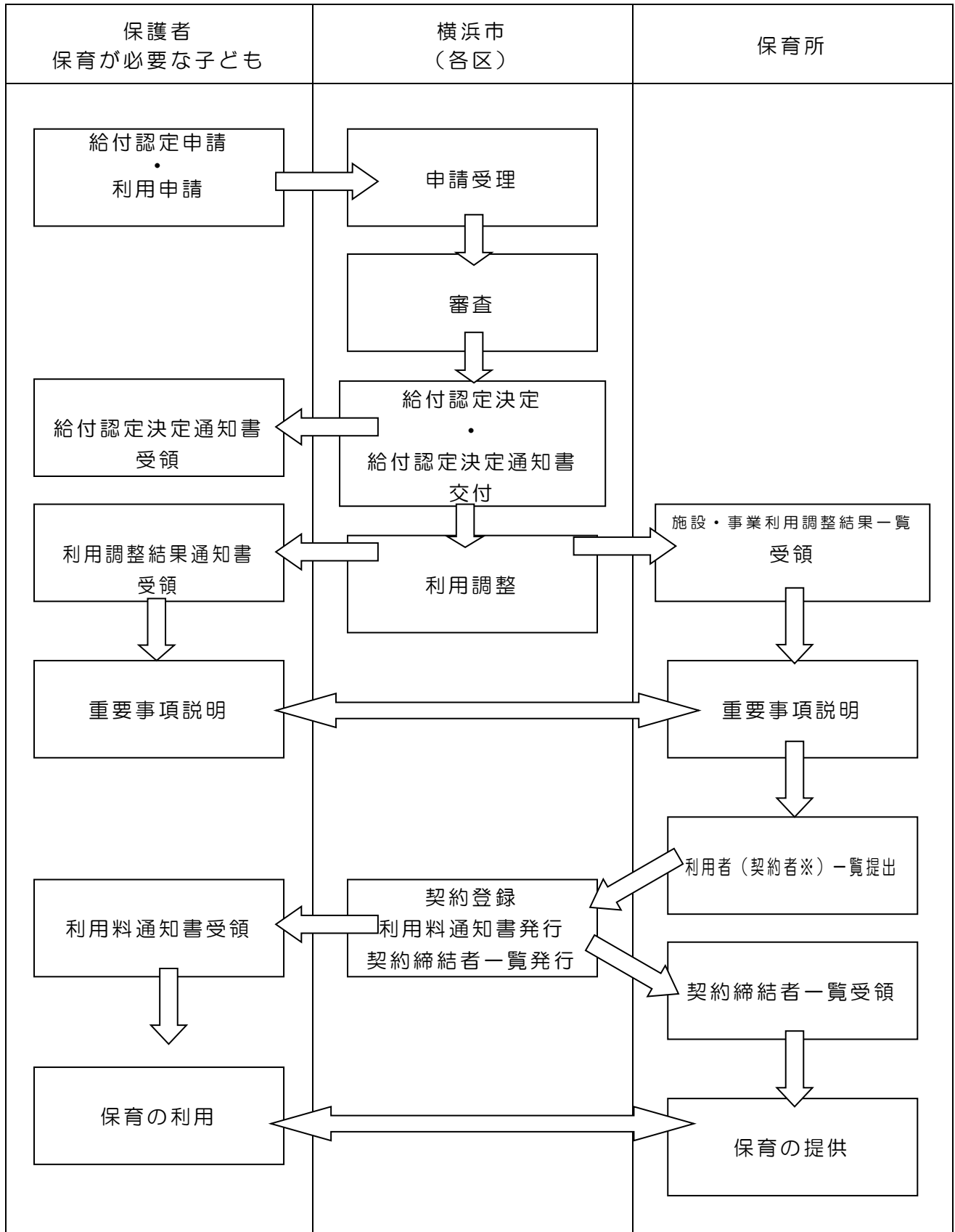
### 【参考】 認証プレート



### 第3章 保育所の運営

#### 1 保育所への入所

保育所への入所は、次のとおり保護者が横浜市に申請し、横浜市が決定します。希望者が定員を超える場合は市が選考します。



※市と利用者との間で契約します

## 2 保育内容

保育所における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければなりません。

「保育所保育指針」に示されている趣旨を踏まえて、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育所の理念や保育方針、地域性などを反映させながら、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めてください。

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定されるとおり、児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その施設及び運営を向上させなければなりません。

次の事項にご留意いただき、保育の質の向上に努めてください。

- (1) 保育所の運営にあたっては「保育所保育指針」に沿った運営が必要であること。
- (2) 本市が策定した保育施策について、積極的な取り組みに努めること。
- (3) 質の高い保育をするために、職員に積極的に研修を受講させるなど、人材育成をすること。
- (4) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (5) 少なくとも5年に1回は、福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果を公表すること。ただし、補助を受けて整備した場合は、開所後3年以内に受審すること。また、自己評価については毎年実施し、公表すること。
- (6) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。  
(基準条例第20条)
- (7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

### 3 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時（1日6時間以上かつ月20日以上を基本とする勤務をいう。）実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者（他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。）であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

社会福祉法人及び学校法人以外の者による保育所設置の場合は、保育所等（保育所、横浜保育室、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものであることも必要です。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後3年間は施設長を変更することはできません。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

### 4 職員配置

保育所には、保育士、嘱託医及び調理員が必要です。保育士については児童の年齢毎に配置基準が定められています。（横浜市は運営費の加算により、配置基準を上乗せしています。）また、調理員の必要数は保育所の定員によって異なります。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

児童：保育士の配置基準			調理員の配置基準	
年 齢	横浜市基準	(国基準)	定 員	必要数
0歳児	3：1	3：1	40人以下	1人
1歳児	4：1	6：1	41人以上150人以下	2人
2歳児	5：1	6：1	151人以上	3人
3歳児	15：1	20：1		
4歳児以上	24：1	30：1		

※ 児童がいる場合、保育士は最低2名以上の配置が必要です。

※ 嘱託医の選定については、横浜市医師会にお問い合わせください。

※ 歯科医師は職員配置には含まれませんが、歯科健診は年2回実施することとなっていますので、歯科医師と調整してください。

## 5 保育時間

### (1) 開所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた日が開所日となります。

お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は設定できません。

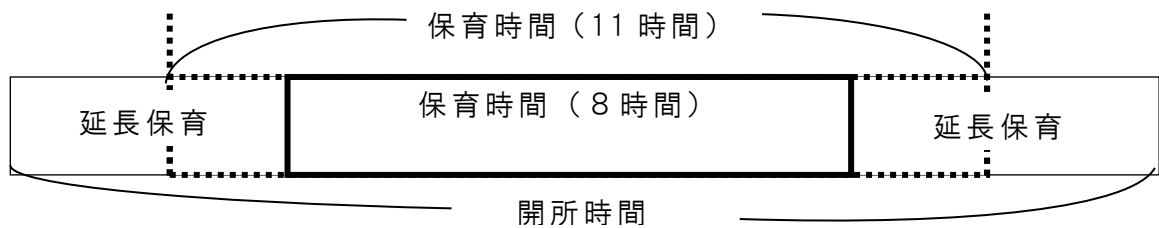
### (2) 保育時間

開所日の曜日に関わらず、保育短時間（8時間）認定の子どもが最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（8時間）』と、保育標準時間（11時間）認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（11時間）』を確保するため、11時間以上の開所時間を設定してください。

また、保育時間を超える時間帯を『延長保育』とし、地域のニーズに応じて実施してください。

※ 土曜日についても、11時間以上の開所になります。

（休日保育を実施する場合、原則、日曜・祝日等についても11時間の開所になります。）



## 6 特別保育等

地域のニーズに応じて、低年齢児保育等の実施が望まれます。

また、保護者の不規則な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時保育や、地域子育て支援事業の実施、また開かれた子育て支援施設として地域に園庭・園舎を開放する等の実施が望まれます。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

### (1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育

産休明け保育、障害児保育及び休日保育を地域のニーズに応じて行っていただきます。

### (2) 定員外入所

施設の基準及び地域の保育ニーズに応じて積極的に対応していただきます。(保育所への入所円滑化について(平成10年2月13日児保第3号 厚生省児童家庭局保育課長通知))

### (3) 一時保育

一時保育とは、保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育する制度で、積極的に行っていただきます。

### (4) 地域交流・地域子育て支援

地域に開かれた保育所を目指して、各保育所の実情に応じて、遊戯室や園庭等を地域に開放したり、園児と地域の高齢者や児童等との交流等を行っています。

地域における子育て支援を実施する施設として、施設開放、育児講座、交流保育などの事業を積極的に行っていただきます。

### (5) 年度限定保育

新設保育所の4・5歳児枠は、新規利用を希望される方が少なく、開設後2年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児の保留となった児童を期間限定(1年度または2年度)で受け入れる事業です。

各区からご案内があった際は、ご協力をお願いします。



## 7 運営費の助成

月々の運営費の助成として、公定価格や向上支援費があります。

### (1) 公定価格（委託費）

ア 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども 1 人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。公定価格は、保育の実施に対する「委託費」として、横浜市から保育所に支払われます。

イ 公定価格には利用者負担が含まれています。保護者の市民税・所得割額をもとに横浜市が階層区分を認定し、その層区分に応じた利用者負担額（応能負担）を横浜市が保護者から徴収します（3号認定子どものみ）。

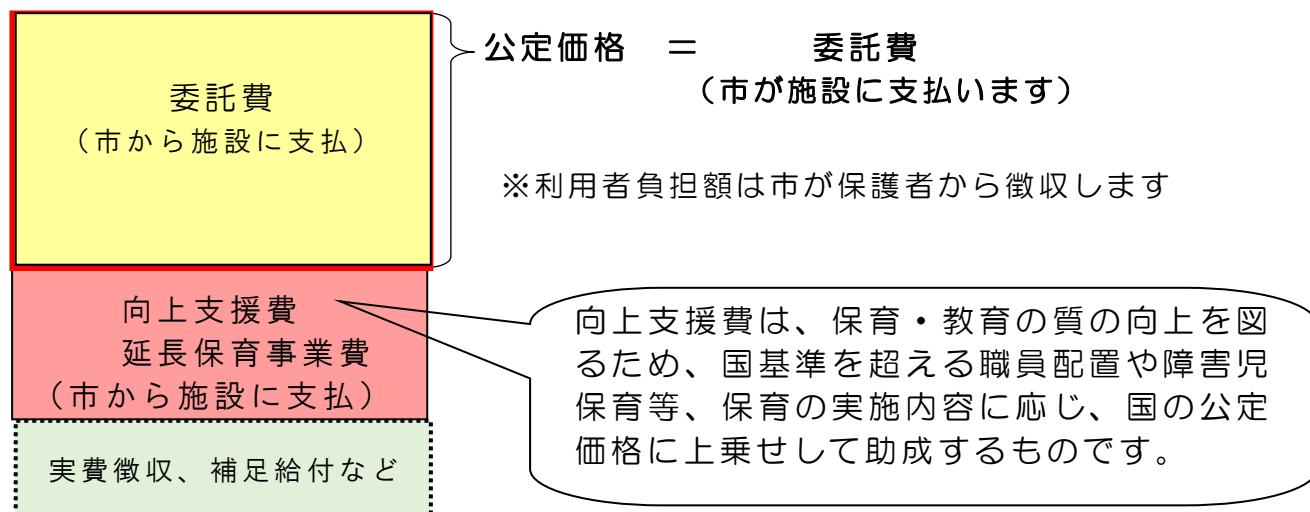
### (2) 向上支援費等

公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

### (3) その他

本市の示すガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めないでください。

< 保育所運営費の仕組み >



< 年間委託費の目安額 >

委託費の試算については、内閣府HP掲載の「公定価格の試算ソフト」で行うことができます。

向上支援費、延長保育事業費及び公定価格の加算要件等については、下記HP掲載の説明会資料をご覧ください。

(公定価格試算ソフト掲載URL)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft>

(本市説明テキスト掲載URL)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/2021030308.html>

横浜市HP トップページ→事業者向け情報→子育て→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について→該当施設種別ページ内「◆参考資料 令和3年度 説明テキスト（公定価格・向上支援費・延長保育事業・補足給付事業）」参照

※URL及び資料名は令和3年度時点のものです。

## 8 保育所の経理

保育所の会計は国の通知等により定められた処理方法に従ってください。保育所の委託費については原則として、当該保育所の人件費、管理費及び事業費以外の支出はできません。

ただし、一定の要件を持たず場合のみ、保育所委託費を一定の金額の範囲内で目的外使用をすること（以下「弾力運用」）が国の通知で認められています（充当可能な用途についても制限があります）。また委託費の弾力運用を行うには、行政への協議が必要な場合があります。

詳細は、「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」、「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領」をご確認いただき、適切に運用いただきますようお願いいたします。

## 9 保育所の給食

給食業務については、基準条例（第13条、第14条）に基づき、実施してください。【第2章5（5）参照】

### (1) 給食調理業務を外部委託する場合

- ・委託を受ける業者の方は食品衛生法の営業許可が必要となります。
- ・調理施設は、定められた施設基準に適合した内容で整備していただく必要があります。
- ・調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」に基づき、実施してください。

### (2) 各種届出

提出書類	提出者	提出先
給食開始届出書	保育所の設置者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター福祉保健課」
営業許可申請書 (外部委託の場合のみ)	委託業者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」

※ 申請又は届出方法に関することや、予定する給食調理業務が食品衛生法の営業許可に該当するかどうか不明の場合は、その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

※ 開園時に「直営」の届出をして、その後に外部委託に変更する場合は、その時点で食品衛生法の営業許可が必要となりますので、変更前にその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

## 第 4 章 参考資料

### ○ 横浜市の認可保育所の設備及び運営の基準（まとめ）

根拠法令：横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱など

項 目	内 容	備 考																			
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳児又は満 2 歳未満の幼児を入所させる保育所 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること 乳児室又はほふく室 1 人につき 3.3㎡以上 乳児室又はほふく室に保育に必要な用具を備えること</li> <li>○ 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設けること 保育室又は遊戯室 1 人につき 1.98㎡以上 屋外遊戯場 1 人につき 3.3㎡以上（代替措置：設置認可等要綱第 5 条） 保育室又は遊戯室に保育に必要な用具を備えること</li> <li>○ 2 階以上に設ける場合は、避難階段他所定の要件を備える</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2 階</th> <th style="text-align: center;">3 階</th> <th style="text-align: center;">4 階以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建物構造</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物 準耐火建築物(イ)</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">施設・設備 (各区分ごとに1以上設ける)</td> <td style="text-align: center;">常 用</td> <td style="text-align: center;">屋内階段 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">避難階段 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">避難階段 屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段</td> </tr> </tbody> </table>			2 階	3 階	4 階以上	建物構造		耐火建築物 準耐火建築物(イ)	耐火建築物	耐火建築物	施設・設備 (各区分ごとに1以上設ける)	常 用	屋内階段 屋外階段	避難階段 屋外階段	避難階段 屋外避難階段	避難用	屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段	<p>【国基準】 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室等 (2歳以上) 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 (2歳以上)</p>
		2 階	3 階	4 階以上																	
建物構造		耐火建築物 準耐火建築物(イ)	耐火建築物	耐火建築物																	
施設・設備 (各区分ごとに1以上設ける)	常 用	屋内階段 屋外階段	避難階段 屋外階段	避難階段 屋外避難階段																	
	避難用	屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段																	
職 員  保育時間 保育内容 保護者との 連 絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士、嘱託医、調理員を置く [児童：保育士] 保育士の数 0 歳児 3 : 1    3 歳児 1 5 : 1 1 歳児 4 : 1    4 歳児 2 4 : 1 2 歳児 5 : 1    5 歳児 2 4 : 1</li> <li>○ 1 日 11 時間を原則</li> <li>○ 保育内容 健康状態の観察、服装等の異常の有無の検査、自由遊び及び昼寝、健康診断</li> <li>○ 常に密接な連絡をとること</li> <li>○ 保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めること</li> </ul>	<p>【国基準】 0 歳 3:1 1 歳 6:1 2 歳 6:1 3 歳 20:1 4 歳 30:1 5 歳 30:1</p>																			
目 的  構造設備の 一般原則  非常災害  職 員 の 一般要件  衛生管理  給 食  入 所 者 の 健康診断  職 員 の 健康診断  内 部 規 定 の 設 定  法 定 帳 簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 明るくて衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成する</li> <li>○ 施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない</li> <li>○ 採光、換気等の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を要する</li> <li>○ 軽便消火器等消火用具を設置する</li> <li>○ 非常口その他非常災害に必要な設備を設置する</li> <li>○ 非常災害に対する具体的計画を樹立する</li> <li>○ 避難及び消火訓練は少なくとも毎月 1 回</li> <li>○ 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者</li> <li>○ 設備、食器等は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる</li> <li>○ 必要な栄養量の含有、予め作成された献立に従う</li> <li>○ 学校保健安全法に準じた健康診断 記録及び必要な措置</li> <li>○ 調理員については、綿密な注意を払う</li> <li>○ 入所者の処遇、その他施設の管理についての重要事項について規程</li> <li>○ 職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿</li> </ul>	<p>消 防 法 消 防 法 令</p> <p>学校保健安全法</p> <p>労働安全衛生法</p>																			

## ○児童福祉法（抜粋）

制定：昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号

最終改正：平成 29 年 6 月 23 日法律第 71 号

### 第一章 総則

〔 児童の福祉を保障するための原理 〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔 児童育成の責任 〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔 原理の尊重 〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### 第二節 定義

〔 児童福祉施設等 〕

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

### 第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

〔 児童福祉施設の設置 〕

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。)を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項

の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。第八項において同じ。)に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該保育所の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。)が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- 四 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。
- 6 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。
- 9 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

- 10 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。
- 11 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 12 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

[ 保育所 ]

- 第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。
- 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

[ 基準の制定等 ]

- 第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

## ○児童福祉法施行規則（抜粋）

制定：昭和 22 年 3 月 31 日厚生労働省令第 11 号

最終改正：平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省令第 38 号

### 第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

〔 児童福祉施設の設置認可の申請 〕

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
  - 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - 三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程)
  - 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
  - 四 収支予算書
  - 五 事業開始の予定年月日
- 2 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。
- 3 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
  - 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
  - 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
- 4 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。

〔 法第 35 条第 8 項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合 〕

第三十七条の五 法第三十五条第八項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、保育所に関する同条第四項の認可の申請に係る当該保育所の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条において同じ。)における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請施設事業開始年度」という。)に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると



認める場合とする。

〔 児童福祉施設の廃止又は休止承認の申請 〕

第三十八条 法第三十五条第十一項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止の理由
  - 二 入所させている者の処置
  - 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
  - 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間
- 2 法第三十五条第十二項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認の申請を受けた都道府県知事は、必要な条件を附して承認を与えることができる。

## ○子ども・子育て支援法（抜粋）

制定：平成24年8月23日法律第65号

【注】掲載は平成28年6月3日法律第63号改正現在のもの

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### （市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な

施策を講じなければならない。

- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

#### (定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。
- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

### 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

#### 第一節 特定教育・保育施設

##### (特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

##### (特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十七条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、第二十七条第一項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

##### (特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・

保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第二十七条第一項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

#### （特定教育・保育施設の基準）

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第十三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）
- 二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）
- 三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項

第二号において「指定都市等所在保育所」という。)については、当該指定都市等又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。)を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
  - 一 特定教育・保育施設に係る利用定員(第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。)
  - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

- 第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

- 第三十六条 特定教育・保育施設は、三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

### 第三節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事

3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

### 第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報の

うち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

- 4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。



## ○子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）

制定：平成26年6月9日内閣府令第44号

【注】掲載は平成29年3月31日内閣府令第18号改正現在のもの

### 第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

#### 第一節 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し
- 六 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 七 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 八 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準
- 十四 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項
- 十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。）
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 その他確認に関し必要と認める事項

（特定教育・保育施設の確認の変更の申請）

第三十一条 法第三十二条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようと

する者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る施設の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種別及び所在地
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 五 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 六 利用定員を増加しようとする理由

（特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十九条第一号（教育・保育施設の種別を除く。）、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 2 前項の届出であって、特定教育・保育施設の設置者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

（特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出）

第三十四条 法第三十五条第二項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

- 一 利用定員を減少しようとする年月日
- 二 利用定員を減少する理由
- 三 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置
- 四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの減少後の利用定員

#### 第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

- 一 施設又は事業所（以下この表及び次表において「施設等」という。）を運営する法人に関する事項
  - イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 法人の代表者の氏名及び職名
  - ハ 法人の設立年月日
  - ニ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業
  - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
  - イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
  - ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ハ 事業所番号
  - ニ 施設等の管理者の氏名及び職名
  - ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
  - へ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
  - ト 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
  - チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
  - イ 職種別の従業者の数
  - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
  - ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
  - ニ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
  - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 教育・保育等の内容に関する事項
  - イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
  - ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
  - ハ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）
  - ニ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項

- ホ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
- へ 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- ト 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
- チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育の内容に関する事項

- 一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
- イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
- ロ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
- 二 相談、苦情等の対応のための取組の状況

第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

- 一 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
- 二 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
- 三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認める事項

様式〔略〕

## ○横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

制 定 平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(第 3 条及び第 4 条において「最低基準」という。)を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを目的とする。

（最低基準の向上）

第 4 条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市児童福祉審議会条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号)第 1 条第 2 項の横浜市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第 5 条 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気その他の入所している者の保健衛生及びその者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

3 児童福祉施設においては、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 児童福祉施設の運営に当たっては、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 児童福祉施設においては、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(非常災害の対策)

第 6 条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回行わなければならない。

(児童福祉施設の設置者及び職員の一般的要件)

第 7 条 児童福祉施設の設置者は、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第 8 条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設においては、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 9 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第 10 条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 11 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 12 条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第 3 項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 13 条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設においては、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、身体の清潔を維持することができるよう、適切に入所している者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 14 条 児童福祉施設(助産施設を除く。)に入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第 9 条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設に入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設においては、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第 15 条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第 3 項において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期又は臨時の健康診断

3 第 1 項の健康診断をした医師は、その結果に関し必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措

置の解除又は停止その他の必要な手続を行うことを児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について綿密な注意を払わなければならない。

(平 26 条例 60・一部改正)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 16 条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の設置者が、入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設の管理規程)

第 17 条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項についての規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他施設の運営に関する重要事項

(平 26 条例 60・一部改正)

(児童福祉施設に備える帳簿)

第 18 条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。



(秘密保持等)

第 19 条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設においては、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 20 条 児童福祉施設においては、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設においては、前項の必要な措置として苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってこれらの施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設においては、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設においては、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条の運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(平 26 条例 60・一部改正)

## 第 5 章 保育所

(設備の基準)

第 42 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものとする。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物又は同条第 9 号の 3 の準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(平 26 条例 60・平 28 条例 32・一部改正)

(設備の基準の特例)

第 43 条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保育所に入所している満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所又は横浜市の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあることその他栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(職員)

第 44 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。

(平26条例60・一部改正)

(保育時間)

第45条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第46条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令の規定により厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

(業務の質の評価等)

第47条 保育所における業務の質の評価等については、第32条の規定を準用する。この場合において、同条中「第37条」とあるのは、「第39条」と読み替えるものとする。

(保護者との連絡)

第48条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第49条及び第50条 削除

(平26条例60)

## ○横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

制定：平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるとともに、法第 46 条第 2 項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- （1）家庭的保育事業 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業をいう。
- （2）小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業をいう。
- （3）居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項の居宅訪問型保育事業をいう。
- （4）事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項の事業所内保育事業をいう。
- （5）法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- （6）特別利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 2 号の特別利用地域型保育をいう。
- （7）特定利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 3 号の特定利用地域型保育をいう。

（特定教育・保育施設等の一般原則等）

第 3 条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設（児童福祉法第 7 条第 1 項の児童福祉施設をいう。）その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、横浜市暴力団排除条例（平

成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号) 第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

## 第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第 1 節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第 4 条 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、その利用定員（法第 27 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を 20 人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

## 厚生労働省通知

### ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて

(平成 26 年 9 月 5 日)

保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成 26 年 4 月 30 日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 62 号)(以下「改正省令」という。)を公布したところである。

今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」(平成 26 年雇児発 0905 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に記されているもののほか、以下のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

#### 記

#### 第 1 改正の要点及び趣旨

##### 避難階段の基準の見直し

- 1 昭和 42 年に児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 32 条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具備する場合には、保育室又は遊戯室を 2 階以上に設けられることとしていたが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、平成 14 年に、保育所の設備基準を改正し、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を 2 階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めていたところ。

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 4 階以上に設ける場合の避難用の屋外避難階段について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」こととされたことから、建築・消防に関する学識経験者等による検討を行い、その結果を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

改正省令により、既存の建物を活用するなどして 4 階以上に保育室等を設置する事例が増加することも考えられることから、その際に事前に検討すべき事項等について別添のとおり取りまとめたので、最低基準の改正及び認可の際の事前の検討等において活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

#### 第 2 保育所の設備基準について(設備運営基準第 32 条第 8 項)

##### 1 総則

- (1) 保育室等を 1 階に設ける場合については、従前と変わらないこと。
- (2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1 階に設けることが望ましいこと

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を 2 階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、設備運営基準第 6 条に基づく最低基準の規定による避難訓練の

実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(3) 保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

(4) 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) イについて

保育所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によることは認められないこと。

(2) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。

(ウ) (イ)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

- ・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

(エ) 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年住指発第225号・住街発第94号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知）等を踏まえ、次の要件を満たす構造とする必要があること。

- ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- ・バルコニーは十分に外気に開放すること。
- ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。



- ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

- (オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第6条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。
- (カ) 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。
- (キ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。
- (ク) 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。

### (3) ヘについて

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。

また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。

## 3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

### (1) ロについて

- (ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

- (イ) (ア)の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、2の(2)(イ)及び(ウ)と同様であること。
- (ウ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

### (2) ハについて

- (ア) 階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段附近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。
- (イ) 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。
- (ウ) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

(3) ニについて

(ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(イ) スプリンクラー設備については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものには、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

(ウ) (ア)の自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。

また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例（例）について」（昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知）に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けることとすること。

- ・レンジ用簡易自動消火装置（「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知）参照）
- ・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）
- ・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）
- ・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）

(エ) 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。

(オ) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。

(カ) 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。

(4) ホについて

保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でしなければならないこと。

(5) ヘについて

2の(3)と同様であること。

(6) トについて

(ア) 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。

(イ) 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。

(7) チについて

保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のもの

に対しては、薬品による防災処理を施すこと。

4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

(ウ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

(エ) (ウ)の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、2の(2)(ウ)の各要件を満たすものであること。

(オ) (ウ)の排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(カ) 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(キ) 屋外傾斜路については、3の(1)(ウ)と同様であること。

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上を利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第32条第6号に

基づく最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

- (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
  - (ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
  - (イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
  - (ウ) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
  - (エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
  - (オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする。
  - (カ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
  - (キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

## 6 その他

- (1) 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- (2) 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあつては、設備運営基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。
- (3) 既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の保育所を設けようとする場合にあつては、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届け出が必要であること。

## 保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項

高層・複合ビルの場合、地上まで乳幼児を避難させることが困難な場合があり、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性もあることから、保育所の高層階への設置に当たっては、事前に以下の事項について検討を行うこと。

また、以下に掲げた事項のほか、保育室等を設置する建物の場所や他の入居者などといった当該建物の特性、保育室等を何階に設置するかなどを考慮して、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

### 1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。  
※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。
- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

### 2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

### 3. 災害への備えと避難訓練の実施

#### (1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。
- ④ 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の改正により、平成26年4月1日から、保育所が入居する3階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が30名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築

に積極的に参加する必要があること。

## (2) 避難訓練の実施

①避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別(日常的に保育を行っている単位別)に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

②避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難を利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

③避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベーターが設置されている場合には、非常用エレベーターによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

④外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

⑤階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認しておくこと。

⑥階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。

## 厚生労働省通知

### ○保育所における調理業務の委託について

(平成 10 年 2 月 18 日)

保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第 2 次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、左記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成 10 年 4 月 1 日から適用することとしたので、適切な実施を期するよう、貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあっては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成 10 年厚生省令第 15 号)第 1 条により、調理員を置かないことができるものである。

#### 記

#### 1 調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

#### 2 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

#### 3 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

#### 4 施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、1 の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ 毎回、検食を行うこと。

オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

#### 5 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。

カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

#### 6 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、前記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすることと。

ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

#### 7 その他

(1) 保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。

(2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、前記2から6までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとする。



## 厚生労働省通知

### ○待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について

(平成 13 年 3 月 30 日)

保育に欠ける児童が円滑に保育所に入所できるよう、これまで各般の施策を講じ、貴職はじめ関係者においても尽力されているところであるが、この間も保育需要は更に高まってきており、これに対応して、市町村において待機の状況がある場合に、地域の実情に応じつつ保育サービス量の拡大のために一層の取組みを進める必要がある。

今般、下記のとおり、待機児童解消に向けた児童福祉施設 最低基準に係る留意事項をとりまとめるとともに、「保育所への入所の円滑化について(平成 10 年 2 月 13 日児福第 3 号)」の一部を改正することとしたので、御了知いただくとともに、市町村、保育所関係者等に周知して、これらに即した対応を進め、地域において必要とされる保育サービス量の確保が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項

#### (1) 乳児室及びほふく室の面積について

乳児の保育を行う保育所の乳児室及びほふく室の面積に関しては、「保育所における乳児に係る保育士の配置基準の見直し等について(平成 10 年 4 月 9 日児発第 305 号)」の 2(1)に示されているところであるが、かつての乳児保育指定保育所に係る面積基準(5m<sup>2</sup>)の故に乳児の待機が多く発生しているのであれば、それは当該通知の趣旨にそぐわないものである。乳児の待機が多い地域においては、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)を満たす限り、積極的に保育に欠ける乳児を受け入れるよう配慮されたい。

また、待機児童が多い地域において、保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等を適切な保育環境を有する保育室、乳児室又はほふく室として活用できる場合においては、積極的にこれらを活用して児童受入れ能力の拡大が図られるよう配慮されたい。また、このような緊急的取扱いが継続する場合には、必要に応じて、保育室等の拡張整備を行うことや、「社会福祉施設等施設整備費における低年齢児受入拡大を図るための保育所の整備の促進について(平成 11 年 1 月 7 日児発第 15 号)」による面積加算制度の積極的な活用を図られたい。

おって、模様替え等に要する経費については、その内容に即して、大規模修繕に係る補助、乳児保育促進等事業のうち乳児保育環境改善事業に係る補助、特別保育事業等推進施設に係る補助等の利用が可能である。

#### (2) 屋外遊技場について

児童福祉施設最低基準においては、満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊技場を設けることとされているが、併せて、屋外遊技場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊技場に代えて差し支えない旨も規定されているところである。土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊技場を設けること

が困難な都市部等において、屋外遊技場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理由なくこれら以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。

- ① 当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。
- ② 当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

## 2 「保育所への入所の円滑化について」の一部改正

「保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児福第3号)」の一部を次のとおり改正する。

「保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児福第3号)」の「1 保育所への入所円滑化対策」の(2)中「差し支えないこと。」の後に「また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。」を加える。

## 厚生労働省通知

### ○保育所の設置認可等について

(平成 12 年 3 月 30 日)

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(昭和 38 年 3 月 19 日児発第 271 号。以下「児発第 271 号通知」という。)により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

#### 記

### 第 1 保育所設置認可の指針

#### 1 認可制度の見直しについて

今回、法第 35 条第 5 項各号に保育所の設置認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとするとしており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

#### 2 地域の状況の把握及び保育所認可に係る基本的な需給調整の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。)に即し、市町村においては子ども・子育て支援事業計画を、都道府県においては、子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされており、都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。)においては、当該計画に基づき、基本指針第三の四の 2 の(二)の(2)「都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方」を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を行うこと。

#### 3 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、2 で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

##### (1) 定員

保育所の定員は、20 人以上とすること。

##### (2) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、都道府県知事は、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準によって審査すること。

##### (3) 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による設置認可申請

## ① 審査の基準

社会福祉法人等以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の(ア)及び(イ)のいずれも満たすものということ。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については(ウ)も満たすこと。

(ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号)に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

(イ) 保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。

## ② 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 法第 45 条第 1 項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣

府令第 39 号)第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、別紙 1 の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙 2 の借入金明細書、及び別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

オ 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書  
ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙 1 の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙 2 の借入金明細書、別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

### ③ 認可の取消しについて

都道府県知事は、法第 58 条第 1 項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

### ④ 市町村との契約

社会福祉法人等以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、別紙 1 の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙 2 の借入金明細書、及び別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

エ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

## 第2 実施期日等

この通知は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。なお、「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知)はこの通知の施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

(別紙1・別紙2 略)

## 厚生労働省通知

### ○不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(最終改正：平成 26 年 12 月 12 日)

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 297 号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。)に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いづれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から◆不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合◆においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

#### 記

#### 第 1 要件緩和の内容

##### 1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第 1 種社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げるものに限る。)又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を営む事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### 2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書

に計上されていること。

### 3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
  - ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
  - ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。  
また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (5) (4)②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

## 第2 施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な助言である。



## 厚生労働省通知

### ○保育所分園の設置運営について

(最終改正：平成 21 年 7 月 9 日)

保育行政の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入所児童の減少等に対応するため、別紙のとおり「保育所分園設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。なお、本通知（別紙の 7 を除く。）は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する技術的な勧告に当たるものである。

また、分園を設置した場合は、設置した日から 1 月以内に、別紙様式により当省へ報告されるようお願いする。

本通知の施行に伴い、平成 12 年 6 月 8 日児発第 582 号の 5 厚生省児童家庭局長通知「分園を設置した保育所に係る保育単価について」は平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(別 紙)

#### 保育所分園設置運営要綱

##### 1 目的

保育所分園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

##### 2 設置経営主体

分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所（以下、「中心保育所」という。）を設置経営する地方公共団体、社会福祉法人等とする。

なお、保育所を現に経営していない主体が分園を設置することは認められない。

##### 3 定員規模

1 分園の規模は原則として 30 人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば 30 人以上とすることができる。

##### 4 職員

中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 33 条に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び調理員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時 2 名以上の保育士を配置することとする。

##### 5 設置・管理・運営

###### (1) 設置について

分園の設置については、地域の実情を勘案し、1 に定める目的に照らして適切に設置するものであること。なお、同一敷地内に設置されているものは分園とは認められないこと。

###### (2) 管理・運営について

① 分園の管理・運営は、中心保育所の所長のもとに中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心保育所と分園との距離については、通常の手段により、30 分以内の距離を目安とする。なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所と分園の開所時間に差を設けることが可能であ

ること。さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している、又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあっては、分園が夜間保育（夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号）1（6）のとおり開所時間を原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすることをいう。）を行うことが可能であること。

- ② 「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」（平成13年3月30日雇児発第10号）に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。
- ③ 中心保育所において定員内の受入れ枠があるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにすること。ただし、利用者の居住地付近に中心保育所がない等やむを得ない事由があるときは、前段で言う「分園での受け入れを意図的に行うこと」には該当しないこととする。
- ④ 分園を設置している保育所の入所の円滑化については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員により、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知）を適用すること。

## 6 構造及び設備

### (1) 設備運営基準における取扱い

構造及び設備は、中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準を満たしていることとするが、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けられないことができることとする。

### (2) 留意すべき事項

- ① 調理室及び医務室に関して(1)後段の取扱いとする場合にあっては、中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意し、また分園において医薬品を備えること。
- ② 分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
- ③ これらに対応するため、各分園の運営に対して「特別保育事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）の「休日・夜間保育事業実施要綱」により夜間保育推進事業、「待機児童解消促進等事業実施要綱」により保育所分園推進事業として補助できるものである。

## 7 費用の支弁及び費用徴収

分園を設置する保育所に係る費用の支弁については、中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用し、以下の通り行うものとする。

### (1) 分園に係る費用の支弁について

定員規模20人及び21人から30人の分園については、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知。以下、「児発第296号通知」という。）の第1の2ただし書において適用することとしている別途通知による小規模保育所に係る各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」にそれぞれ100分の85を乗じた額（10円未満切り捨て）とし、定員規模31人以上の分園については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2。以下、「交付要綱」という。）の第3に定める各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」にそれぞれ100分の85を乗じた額（10円未満切り捨て）により支弁を行うものとする。その他の加算については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区

分による加算額を基本分保育単価に加算する。

(1) 中心保育所に係る支弁について

中心保育所の定員規模により「児発第296号通知」の第1の2ただし書において適用することとしている別途通知による小規模保育所に係る各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を適用し行うこととする。その他の加算については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による加算額を基本分保育単価に加算する。

(2) 費用徴収について

費用の徴収については、いずれの場合においても交付要綱の第4により行うものとする。

(3) 留意すべき事項

- ① (1)、(2)により算出した中心保育所と分園の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」の合計額が、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を下回る場合は、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を支弁することとする。
- ② 中心保育所、分園それぞれにおいて定員規模を超えて受け入れた児童に係る費用の支弁については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分を適用し、交付要綱の第3により行うものとする。
- ③ 中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用した児童が、月途中において中心保育所と分園の間で異動した場合、中心保育所と分園それぞれにおいて交付要綱の第3の4算式2及び3により算定した額により行うものとする。
- ④ 定員が19人以下の分園は、中心保育所と分園を合算した定員区分を適用し、交付要綱の第3により行うものとする。

8 土地及び建物の取扱い

分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とするが、次の要件を満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとする。

- (1) 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について、その地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができることなど適切な対応がとられている場合はこの限りではない。

- (2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があること。なお、賃借料については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）の規定により充てることができるものである。

別紙様式 略

## 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

制 定 平成 18 年 1 月 24 日 福子施第 248 号 (事業本部長決裁)  
最近改正 令和 4 年 1 月 1 日 ここ施第 870 号 (局長決裁)

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づく保育所の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

#### (定員)

第 2 条 保育所の認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 5 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 保育所の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合には、この限りではない。

3 保育所の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去 2 年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

#### (建物の構造)

第 3 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす保育所を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

#### (建物・設備基準)

第 4 条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号））、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

#### (1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等との兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。

	認可基準条例第 42 条第 4 号に定める「市長が特に認めた場合」とは、屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合又はプール遊び等のできる場所を確保する場合とする。
調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

- ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものを除く。）
- ウ 手洗い器
- エ ピアノ

(2) 機能充実等のための付加的設備

施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。

- ア 子育て相談のためのスペース
- イ 一時保育のためのスペース
- ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室との兼用も可とする。）

(3) 遊具等

保育室及び屋内遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

（屋外遊戯場の基準面積の緩和を受ける場合の要件）

第 5 条 前条第 1 号に規定する「屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に認可基準条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該保育所から児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内で到着できる距離に 1 か所以上あること。
- (3) 公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第 3 号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

2 前条第 1 号に規定する「プール遊び等のできる場所を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ただし、市長が特に認める場合は、第 1 号の要件の適用を除外することが出来る。

- (1) 駅から概ね 300m以内に設置される保育所であること。
- (2) 前項各号の要件を満たすこと。
- (3) プール遊び等ができる場所を、当該保育所の近接地、バルコニー、屋上等に概ね 30 m<sup>2</sup>確保すること。
- (4) 屋外活動や移動の安全を確保するため、第 8 条に定める保育士配置基準に追加して人員を配置すること。
- (5) 事業計画段階において「屋外活動に関する計画書」を、運営開始までに「屋外活動マニュアル」を作成し、実践すること。

(屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針)

第 6 条 耐火建築物においては、用地が不足するなど地上に利用可能な場所がない場合に限り、建物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、認可基準条例第 42 条第 5 号の規定によるほか、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 保育所保育指針(平成 20 年厚生労働省告示第 141 号)に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
  - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
  - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
  - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
  - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
  - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。
  - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
  - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

(分園の設置)

第 7 条 「市有地等貸付による保育所分園の整備について(平成 16 年 3 月 4 日副市長決裁)」及び「保育所分園の設置運営について」(平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号)に定める要件を満たす場合、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に分園を設置することができる。

2 分園を設置しようとする者は、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

(職員配置基準等)

第 8 条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

(1) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時(1日6時間以上かつ月20日以上を基本とする勤務をいう。)実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者(他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。)であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。

なお、小規模保育所及び夜間保育所の施設長は、保育士の資格を有する者であること。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後3年間は施設長を変更しないこと。

(2) 保育士

#### ア 保育士配置基準

保育士の数は、認可基準条例第 44 条第 2 項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で保育を実施する上で望ましい保育士の配置基準は、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児 4 人につき 1 人以上、2 歳児 5 人につき 1 人以上、3 歳児 15 人につき 1 人以上、4 歳以上児 24 人につき 1 人以上とする。

#### イ 保育士配置数の算出方法

保育士の数は、年齢別児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点 1 位（小数点 2 位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

### (3) 調理員

#### ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

#### イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、利用定員 40 人以下の保育所については 1 人以上、利用定員 41 人以上 150 人以下の保育所については 2 人以上、利用定員 151 人以上の保育所については 3 人以上とする。

ウ アの規定により、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

（保育時間・休園日）

第 9 条 保育所は原則として、保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8 時間）と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11 時間）を確保するため、1 日 11 時間以上開所とする。ただし、横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成 9 年 12 月 4 日福保推第 239 号）により、市有地等の貸付を受けて設置された保育所は原則 1 日 13 時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条及び第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

（保育内容）

第 10 条 保育所における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 保育所の運営は、認可基準条例に基づき実施すること。
- (2) 保育所の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (3) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成 15 年 7 月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成 15 年 9 月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (4) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (5) 保育所は、認可基準条例第 47 条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日こ保運第 3683 号）の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審し、公表すること。ただし、本市補助金を受けて設置した保育所については、運営開始後 3 年以内に福祉サービス第三者評価を受審し、公表しなければならない。

(名称)

第11条 保育所の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

第2章 社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可

(審査基準)

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の法人から、保育所の設置認可に関する申請があった場合における児童福祉法第35条第5項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

(1) 児童福祉法第35条第5項第1号に定める「当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。

ア 原則として、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、又は第16条及び第17条に規定されている要件を満たしていること。

イ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、第19条に規定する申請時点で直近3年以上連続して損失を計上している場合若しくは第18条に規定する協議時点で直近の2年連続して損失を計上している場合（協議時点で前年度決算が確定していない場合に限る。）又は法人及びその代表者等が公租公課を滞納している場合は、少なくとも財務内容が適正であることには当たらないこと。

(2) 児童福祉法第35条第5項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当するものであること。

ア 施設長等については、保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。）に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含むこと。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(1) 認可基準条例の規定及び保育所の健全な経営を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、厚生省児童家庭局長通知（平成12年3月30日児発第295号。以下「295号通知」という。）



の別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書についても、作成すること。

(5) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（既設保育所に対する指導）

第14条 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の法人については、市長は前2条に掲げる基準等を満たすよう指導しなければならない。

第3章 不動産の貸与を受けて設置する保育所の特例

（不動産の貸与を受けて設置する保育所の設置認可の基本方針）

第15条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるために、次条及び第17条の要件を満たすものでなければならない。

（地上権・賃借権の登記）

第16条 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

（その他）

第17条 その他、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(2) 社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、前号の財源とは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、②の額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

第4章 設置認可等の手続

(事前協議)

第18条 保育所を設置しようとする者は、事業計画書を添付した「保育所設置認可事前協議書(第1号様式)」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第6項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(採択通知)(第2号様式)」又は「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(不採択通知)(第3号様式)」書面により通知するものとする。

(設置認可申請)

第19条 前条の協議の結果を踏まえ保育所を設置しようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認申請書(第4号様式)」に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された保育所の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可する場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認通知書(第5号様式)」により、申請者に通知するものとする。

3 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可しない場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置不認可・確認することができない旨の通知書(第6号様式)」により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項(定員、施設規模等)の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第5項及び第6項並びに第50条の2に基づき「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設認可・確認内容変更届(第7号様式)」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届(第1号様式)」をもって、これに変えることができる。

(廃止又は休止に関する協議)

第22条 保育所の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第23条 保育所を廃止又は休止しようとする者は児童福祉法施行規則第38条第2項に基づき、前条に定める協議後、「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認申請書(第8号様式)」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認通知書(第9号様式)」により、承認しない場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)不承認通知書(第10号様式)」により、申請者に通知するものとする。

る。

## 第5章 確認等の手続

### (確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条、第35条の規定に基づく確認の申請及び確認内容の変更に関する手続は、第19条から第21条の規定を準用し、同法第36条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

## 第6章 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の特例

### (乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の設置認可の基本方針)

第25条 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所（以下「認可乳児保育所」という。）を設置する場合、認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該認可乳児保育所により保育の提供を受ける乳幼児について、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育が継続的に提供されるよう、当該認可乳児保育所の卒園後の進級先を確保しなければならない。

### (保育所、幼稚園又は認定こども園との連携)

第26条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、前条に規定する卒園後の進級先を確保する手段として、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならない。

- (1) 当該認可乳児保育所により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- (2) 互いの施設の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する、集団保育を通じた児童同士の関係作りを行うなど、日頃から交流を図ること。

2 次に掲げる各号に該当することとなる場合は、前項の規定は適用しない。

- (1) 当該認可乳児保育所が、第21条に定める手続により、認可定員及び利用定員を小学校就学の始期に達する年齢まで定めることに変更することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (2) 当該認可乳児保育所が別に存する本体となる保育所の分園となることにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (3) 当該認可乳児保育所を本体となる保育所として、別に分園を設置することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

### (事前協議)

第27条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該保育所の卒園後の進級先の確保の手段について、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

## 第7章 事業改善措置等

### (設置者に対する措置)

第28条 市長は、保育所の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 児童福祉法第46条第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「児童福祉施設（保育所）の改善の勧告（命令）について（通知）（第11号様式）」により、設置者に通知するものとする。
- (2) 児童福祉法第46条第4項の規定に基づく事業の停止の命令を「児童福祉施設（保育所）の事業の停止命令について（通知）（第12号様式）」により、設置者に通知するものとする。

(3) 児童福祉法第 58 条第 1 項の規定に基づく認可の取消しを「児童福祉施設（保育所）の認可の取消しについて（通知）（第 13 号様式）」により、設置者に通知するものとする。

2 市長は、保育所の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 39 条第 1 項に基づく勧告又は同条第 4 項に基づく命令

(2) 子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項に基づく認可の取消し

#### 第 8 章 その他

(その他)

第 29 条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱及び次に掲げる通知等によるほかこども青少年局長が別に定める。

(1) 小規模保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 296 号）

(2) 夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号）

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 24 日から施行する。ただし、第 30 条の改正規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 7 条、第 11 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する保育所及び平成 25 年 3 月 31 日までに設置認可される保育所については、当分の間、この要綱による改正後の横浜市民間保育所設置認可等要綱第 6 条第 1 号に定める乳児室又はほふく室の基準設備・面積等は、同号中「3.3 m<sup>2</sup>」とあるのは「2.475 m<sup>2</sup>」とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 第 25 条及び第 26 条の規定は、施行日以降に、設置認可及び確認の申請を行う認可乳児保育所について適用される。

ただし、当分の間、卒園後の進級先を確保しないことができる。

なお、この要綱の施行の際現に存する認可乳児保育所についても、第 25 条及び第 26 条の趣旨に基づき、連携施設を確保することができる。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

第 12 号様式 削除

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱

制定 平成 27 年 1 月 30 日こ企第 813 号（局長決裁）  
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日ここ施第 1 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条及び第 43 条等に規定する確認について、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「規則」という。）に定める事項について必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

### （確認申請に係る様式等）

第 3 条 規則第 29 条又は第 39 条に規定する確認を受けようとする者（法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 29 条及び第 39 条に規定する確認を受けようとする幼稚園は、確認申請書（第 1 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請をするにあたっては、規則第 29 条第 15 号又は第 39 条第 15 号に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付しなければならない。

4 第 2 項の申請書の提出があった場合において、市長は審査の結果、法第 31 条又は第 43 条に規定する確認を行ったときは確認通知書（第 2 号様式）により、確認の要件を満たさないときは確認却下通知書（第 4 号様式）により、当該申請者へ通知する。

### （利用定員の増員に係る確認変更申請に係る様式等）

第 4 条 規則第 31 条又は第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 31 条及び第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする幼稚園は、確認変更申請書（第 5 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があった場合において、市長は審査等の結果、当該確認変更を認めるときは確認変更通知書（第 6 号様式）により、当該確認変更を認めないときは確認変更却下通知書（第 7 号様式）により、当該申請者へ通知する。

### （確認の変更届等に係る様式等）

第 5 条 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて届け出なければならない。

2 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった幼稚園は、特定教育・保育施設確認内容変更届（第 8 号様式）に必要な書類を添えて届け出なければならない。

- 3 前項に規定する届出のうち、設置者の役員又はその長の変更に伴うものについては、規則第 33 条第 2 項又は第 41 条第 2 項に基づき、第 3 条第 2 項に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付するものとする。

（確認の辞退に係る様式等）

第 6 条 法第 36 条又は第 48 条の規定により確認を辞退する場合には、確認辞退届出書（第 9 号様式）による。

- 2 前項の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（第 10 号様式）を通知する。

（勧告、命令等に係る様式等）

第 7 条 市長は、法第 39 条第 1 項又は第 51 条第 1 項の規定により、特定教育・保育の設置者又は特定地域型保育事業者に対し、勧告書（第 11 号様式）により勧告することができる。

- 2 市長は、法第 39 条第 4 項又は第 51 条第 3 項の規定により、前項の勧告に対し正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった者に対し、命令書（第 12 号様式）により当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（確認の取消に係る様式等）

第 8 条 市長は、法第 40 条又は第 52 条の規定により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の確認を、確認取消通知書（第 13 号様式）により取り消し、また確認効力停止通知書（第 14 号様式）によりその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出等）

第 9 条 特定教育・保育提供者は、規則第 46 条の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する届出書（第 15 号様式）を提出しなければならない。

- 2 特定教育・保育提供者は、前項に規定する届出事項に変更があったときは、業務管理体制の整備に関する変更届出書（第 16 号様式）を提出しなければならない。
- 3 市長は、法第 57 条第 1 項の規定により、特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する勧告書（第 17 号様式）により、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- 4 市長は、法第 57 条第 3 項の規定により、前項に規定する勧告に係る措置をとらなかった特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する命令書（第 18 号様式）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

（みなし確認等）

- 2 法附則第 7 条ただし書に規定する経過措置に関する事項について、以下のとおり定める。

- (1) みなし認定こども園等は、規則附則第6条の規定により、みなし確認に関する書類（みなし第1号様式）を、誓約書（みなし第2号様式）、過去3年間の利用人数（みなし第3号様式）のほか、必要な図書を添えて提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の書類を収受したときは、当該図書を収受した旨（みなし第4号様式）を通知する。
- (3) 規則附則第4条に規定する申出をする者は、別段の申出書（みなし第5号様式）を提出しなければならない。
- (4) 前号の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（みなし第6号様式）を通知する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第9号様式 削除



《問合先一覧》

内 容		所 管	電話番号
保育所整備予定地について		こども青少年局保育対策課	045-671-4469
保育所の整備及び認可基準について		こども青少年局こども施設整備課	045-671-4146
第三章 保育所の運営			
1	保育所への入所	保 育 ・ 教 育 認 定 課	045-671-0253
2	保育内容	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
		子育て支援課人材育成係	045-671-2397
3	施設長	こども施設整備課	045-671-4146
4	職員配置	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
5	保育時間		
6	特別保育等		
	(1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育	子育て支援課人材育成係	045-671-2397
		保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
	(2) 定員外入所	保 育 対 策 課	045-671-4469
	(3) 一時保育	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
	(4) 地域交流・地域子育て支援	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
		子育て支援課事業調整係	045-671-4157
(5) 年度限定保育	保 育 対 策 課	045-671-4469	
7	運営費の助成	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
8	保育所の経理		
9	保育所の給食	子育て支援課市立保育所係	045-671-2396
バリアフリー法、横浜市福祉のまちづくり条例について		建築局市街地建築課	045-671-4510

※電話番号は令和3年度時点のものです。令和4年度以降は変更となる場合があります。